

(ゴシック体は、沿岸漁業用海岸局の広域通信エリア確保のための制度整備事項)

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日 総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現 行
<p>別紙1 （第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第6 海岸局</p> <p>1 （略）</p> <p>2 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表に定める範囲内のものであり、かつ、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 空中線電力</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 最低所要空中線電力は、必要とする通達距離、最低所要電界強度、空中線の輻射能率又は利得等を考慮し、次により算出すること。</p> <p>(ア)～(エ) （略）</p> <p>(オ) 25.01MHzを超え29.7MHz以下の<u>周波数の電波</u>を使用するものについては、<u>次</u>によること。</p> <p><u>A 26.760MHzから26.944MHzまで及び27.524MHzから27.998MHzまでの周波数の電波を使用するものについては、(エ)の計算により算出した電界強度の値とすること。</u></p> <p><u>B A以外のものについては、(ウ)及び(エ)の計算により算出した電界強度のうち大きい値によること。</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1) 送信装置は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p>ク 発振の方式、周波数及び通倍方法は、次のとおりであること。</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p>(ウ) 周波数の偏差は、発信回路、周波数安定方法、使用水晶片のカット等からみて外部温度及び温度の変化並びに機内温度上昇等に対し、設備規則第5条に規定する許容偏差内にあると認められるものであること。</p>	<p>別紙1 （第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第6 海岸局</p> <p>1 （略）</p> <p>2 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表に定める範囲内のものであり、かつ、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 空中線電力</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 最低所要空中線電力は、必要とする通達距離、最低所要電界強度、空中線の輻射能率又は利得等を考慮し、次により算出すること。</p> <p>(ア)～(エ) （略）</p> <p>(オ) 25.01MHzを超え29.7MHz以下の<u>電波</u>を使用するものについては、<u>(ウ)及び(エ)の計算により算出した電界強度のうち大きい値</u>によること。</p> <p>ウ （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1) 送信装置は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p>ク 発振の方式、周波数及び通倍方法は、次のとおりであること。</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p>(ウ) 周波数の偏差は、発信回路、周波数安定方法、使用水晶片のカット等からみて外部温度及び温度の変化並びに機内温度上昇等に対し、設備規則第5条に規定する許容偏差内にあると認められるものであること。<u>この場合において、適応される許容偏差が50×10^{-6}を超える場合であって水晶発信子を使用</u></p>

- (エ) (略)
- ケ～セ (略)
- (2)～(9)
- 6～8 (略)

第7 船舶局

- 1 (略)
- 2 通信事項及び通信の相手方は、次の条件に適合するものであること。
 - (1) (略)

- (2) (略)
- 3～6 (略)

7 F 2 B電波又はF 3 E電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数の電波を使用する空中線電力5W以下の携帯して使用するための無線設備であってデジタル選択呼出装置による送受信が可能なものを設置する全ての船舶局に対しては、当該無線設備で使用するための海上移動業務識別を指定することができるものとする。

8・9

10 設備規則第9条の2 第6項のデータ伝送装置の審査は、7及び8の基準によるほか、次の基準によること。

- (1)・(2) (略)
- (3) 船舶等識別番号は、第6の5(8)キ(ア)によるほか、次のとおりであること。

ア (略)

イ 種別番号は、次表のとおりであること。

種別	種別番号 (注)
漁船	0
レジャー船	1 <u>又は3</u>
その他船舶	2 <u>又は4</u>
グループ局	5

するときは規定の条件に適合しているものとみなすものとし、適応される許容偏差が 50×10^{-6} 以内のときは測定資料等からみて、規定値内を維持できるものであること。

- (エ) (略)
- ケ～セ (略)
- (2)～(9) (略)
- 6～8 (略)

第7 船舶局

- 1 (略)
- 2 通信事項及び通信の相手方は、次の条件に適合するものであること。
 - (1) (略)

(2) 通信事項に当該申請者の行う業務又は事業に関する事項が含まれているときは、通信の相手方には、申請者の開設する海岸局若しくは船舶局又は申請者が構成員となる法人若しくは団体の海岸局があること。

- (3) (略)
- 3～6 (略)

7・8 (略)

9 設備規則第9条の2 第7項のデータ伝送装置の審査は、7及び8の基準によるほか、次の基準によること。

- (1)・(2) (略)
- (3) 船舶等識別番号は、第6の5(8)キ(ア)によるほか、次のとおりであること。

(ア) (略)

(イ) 種別番号は、次表のとおりであること。

種別	種別番号 (注)
漁船	0
レジャー船	1
その他船舶	2
グループ局	5

注 種別番号は10桁の末尾に使用されているものであること。

(4)・(5) (略)

11・12 (略)

別図 ブロッキングチャート

(略)

第8～第25 (略)

別紙2 無線局の目的別審査基準 (第5条関係)

第1 航空海上関係

1 (略)

2 一般業務用(通信事項が海上運送事業に関する事項又は海洋の観測に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1) 船舶局

ア (略)

イ 通信の相手方は、次の範囲であること。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 一般海岸局又は電気通信業務を取り扱う船舶局(通信事項に電報の託送に関する事項が含まれている場合に限る。)

ウ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

6 一般業務用(通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同じ。)

(1) 海岸局

ア 申請者は、次の条件に適合する者であること。

(ア) 申請者は次のいずれかの者であること。

A 地方公共団体又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者

B その局を利用しようとするヨット等の船舶局の免許人又は主としてその免許人から成る団体を主体として構成される団体組織

注 種別番号は10桁の末尾に使用されているものであること。

(4)・(5) (略)

10・11

別図 ブロッキングチャート

(略)

第8～第25 (略)

別紙2 無線局の目的別審査基準 (第5条関係)

第1 航空海上関係

1 (略)

2 一般業務用(通信事項が海上運送事業に関する事項又は海洋の観測に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1) 船舶局

ア (略)

イ 通信の相手方は、次の範囲であること。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 通信事項に海上運送事業に関する事項が含まれている場合

申請者の開設する海岸局若しくは船舶局又は申請者が構成員となる法人若しくは団体の海岸局

(ク) 通信事項に電報の託送に関する事項が含まれている場合

一般海岸局又は電気通信業務を取り扱う船舶局

ウ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

6 一般業務用(通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同じ。)

(1) 海岸局

ア 申請者は、次の条件に適合する者であること。

(ア) その局を利用しようとするヨット等の船舶局の免許人又は主としてその免許人から成る団体を主体として構成される団体組織であること。

(イ) (ア) Bに定める団体の結成基盤地区は、原則として、その局の開設地に属する都道府県又はこれに隣接する都道府県を合わせた地域であること。

(ウ) (略)

(エ) その局を利用しようとするヨット等の船舶局の免許人に対し、無差別に団体に加入することを認めるものであること。また、通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の船舶局以外の免許人に対しては、航行の安全のために陸上と通信を確保する必要があると認められる場合に限り、加入することを認めるものであること。

イ～オ (略)

(2)・(3) (略)

7 一般業務用（通信事項が漁業通信に関する事項の無線局の場合に限る。）又は公共業務用（通信事項が漁業指導監督に関する事項の無線局の場合に限る。）

(1) (略)

(2) 海岸局

ア～カ (略)

キ 27MHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては、次の条件に適合するものであること。

(ア) A3E電波又はH3E電波27,524kHzを送り、及び受けることができるものであること。

(イ) (略)

(ウ) A2D電波及びA3E電波を使用する海岸局であつて、複数の海岸局を統合するもの（以下「統合海岸局」という。）の周波数は、以下のとおりであること。

A 統合前の海岸局に使用していた周波数をできる限り使用するものであること。

B 統合海岸局に使用する周波数の数は、統合前の海岸局でそれぞれ使用していた周波数の数の和（重複する周波数は1とする。）以下であること。

C 隣接する海岸局との周波数間隔は、32kHz以上であること。

(エ) 両側波帯の電波を使用する海岸局は、(ア)から(ウ)までの条件のほか、次の条件に適合するものであること。

A 空中線電力は1Wであること。ただし、統合海岸局の空中線電力は、5W以下であること。

B 27,524kHz以外の電波において、できる限り選択呼出信号を発射できること。

C・D (略)

(イ) (ア)に定める団体の結成基盤地区は、原則として、その局の開設地に属する都道府県又はこれに隣接する都道府県を合わせた地域であること。

(ウ) (略)

(エ) その局を利用しようとするヨット等の船舶局の免許人に対し、無差別に団体に加入することを認めるものであること。

イ～オ (略)

(2)・(3) (略)

7 一般業務用（通信事項が漁業通信に関する事項の無線局の場合に限る。）又は公共業務用（通信事項が漁業指導監督に関する事項の無線局の場合に限る。）

(1) (略)

(2) 海岸局

ア～カ (略)

キ 26MHz及び27MHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては、次の条件に適合するものであること。

(ア) A3E電波27,524kHzを送り、及び受けることができ、かつ、できる限り注意信号発生装置を備え付けるものであること。

(イ) (略)

(ウ) 1WDSBの無線設備は、次の条件に適合するものであること。

A 27,524kHz以外の電波において、できる限り選択呼出信号を発射できること。

B・C (略)

E Dの受信機は、船舶等識別番号が表示されるものであること。

F 注意信号発生装置による船舶局からの信号を受信できる装置をできる限り備えるものであること。

G 統合海岸局に使用する空中線は、当該海岸局を利用しようとする漁船の航行海域又は操業海域を考慮し、できる限り指向性のあるものを使用すること。

H GIにより指向性のある空中線を使用する場合の空中線利得は、9 d B i 以下であること。

ク 無線方位測定機は、漁船の入港のための誘導等航路標識法の適用の対象となる業務に使用するものではなく、専ら操業中の漁船の方位の確認等漁業の能率化を図るために使用するものであること。

ケ・コ

(3)・(4) (略)

8～20 (略)

第2～第5 (略)

D Cの受信機は、船舶等識別番号が表示されるものであること。

(エ) 無線方位測定機は、漁船の入港のための誘導等航路標識法の適用の対象となる業務に使用するものではなく、専ら操業中の漁船の方位の確認等漁業の能率化を図るために使用するものであること。

ク・ケ

(3)・(4) (略)

8～20 (略)

第2～第5 (略)